

後期基本計画素案

【基本目標3（基本施策1～3、8、9）】

* 追加部分に網掛けをしています。

主担当部	政策総務部	主担当課	政策課
関連課	広報課、市民活動支援課		

1 人権と平和の尊重

施策 3 9 人権意識の醸成

(1) 現状と課題

市では、虐待、いじめ、DV（ドメスティック・バイオレンス）などの深刻な人権侵害に関わる相談と啓発を実施していますが、その解決は容易ではありません。また、LGBTへの偏見や差別などの新たな人権問題も発生しています。

多種多様化する人権問題の解決に向け、講座等を通じて市民の人権意識を高め、また、問題を抱える市民が必要なときに円滑に相談ができる体制をとるとともに、市民が地域ぐるみで相談し助け合うコミュニティを育てることが課題です。

LGBTとは、女性同性愛者（Lesbian）男性同性愛者（Gay）両性愛者（Bisexual）性別越境者（Transgender）の頭文字をとった総称。

(2) めざす姿

性別、年齢、国籍や障害の有無などを問わず、市民一人ひとりが、お互いの人間性を尊重し認め合っています。また、問題や悩みがある人へ、行政の支援だけでなく、地域においても相談や助け合いがなされています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
性別や年齢等による不利益があると感じている市民の割合(%)	市民意識調査による数値です。 減少を目指します。		10.0% 未満	14.0% (平成27年度)	10.0% 未満	

(4) 施策の方向性

- ・人権尊重の理念や多種多様化する人権問題について正しい理解が得られるよう、関係機関と連携して、人権に係る情報提供・啓発イベントなどを行います。
- ・悩みを抱える方には、様々な窓口において相談を受け、問題解決を図っていきます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の実施
人権啓発事業	・多摩東人権擁護委員協議会と協力して、啓発事業を行います。
女性人権推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・DV防止など啓発事業を実施します。 ・デートDV 意識啓発講座を大学等と連携し実施します。 ・女性の人権に関する相談事業を実施するとともに、相談窓口の周知に努めます。 ・民間シェルターの円滑な運営のために補助金を交付し、被害者支援の一助とします。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

デートDVとは、交際中のカップル間に起こるDVのこと。

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・互いの人間性を尊重し、認め合う。
- ・人権啓発イベントなどに積極的に参加し、自他の権利に関する正しい知識を身に付ける。
- ・地域社会において、互いに相談・手助けをする。
- ・市、学校、地域等で連携し、デートDV関連講座を実施し、意識啓発を図る。

担当部	市民協働推進本部	担当課	市民活動支援課
関連課	政策課		

2 男女共同参画の拡大

施策 4 1 男女共同参画の推進

(1) 現状と課題

市の審議会などへの女性の参画は、全体的に見れば30%を超えていますが、各々の委員会等ではそれ以下の場合が多く、さらなる女性委員の登用が必要です。また、職場や家庭における性別による役割分担意識もいまだに見られます。あらゆる分野における男女共同参画を推進するために、男女がともに協力しあい、性別にかかわらず多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備や男女の家事・育児等の分かち合いが必要なことから、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の推進などの意識啓発事業のさらなる実施が必要です。

(2) めざす姿

「府中市男女共同参画都市宣言」の趣旨に沿い、男女がともに喜びと責任を分かち合い、お互いを理解し支え合い、職場・地域・家庭等の社会のあらゆる場に平等に参画しています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
性別による 役割分担意 識にとらわ れない人の 割合(%)	市政世論調査により把握 します。増加を目指しま す。	50.6% (H22年度)	55.0%	63.0% (H26年度)	70%	
市が設置す る審議会な どの女性委 員の割合 (%)	市が設置する審議会など における女性委員の割合 です。増加を目指します。	30.3% (H23年度)	35.0%	31.8% (H27年度)	40%	
男女共同参 画推進フォ ーラム参加 者数(人)	市民との協働により毎年 開催する男女共同参画 推進フォーラムの参加者 数です。増加を目指しま す。	645人 (H23年度)	800人	934人 (H27年度)	1,200人	

（４）施策の方向性

- ・市民との協働で実施する男女共同参画推進事業のさらなる活性化を目指します。
- ・市民企画講座の実施など市民団体への支援を行うとともに、普及啓発のためのセミナー開催（市主催）等男女共同参画の推進を図ります。
- ・男女がともに協力しあい、性別にかかわらず多様で柔軟な働き方を選択できる環境の整備や男女の家事・育児等の分かち合いが必要なことから、ワーク・ライフ・バランスの推進を図ります。

（５）主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
女性活動推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・男女共同参画週間事業、男女共同参画推進フォーラムなど意識啓発事業を実施します。 ・男女共同参画の推進のために、ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座等を実施します。
男女共同参画推進協議会運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・女性センターの事業計画及び運営のあり方の検討及び男女共同参画計画の第三者評価等を実施します。
女性センター維持管理事業	<ul style="list-style-type: none"> ・安全で安心して利用できる施設整備に努めます。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・男女共同参画についての認識を高め、自分に身近なところからその実現に取り組んでいく。
- ・積極的に男女共同参画の推進に関する講座等を実施するなど、意識啓発を行う。
- ・ワーク・ライフ・バランスの推進に向けた講座の協働による実施等により、男女が共に、職場・家庭・地域等で協力し合える意識を持つ。

担当部	市民協働推進本部	担当課	市民活動支援課
関連課			

3 国際化と都市間交流の推進

施策 4 2 都市間交流の促進

(1) 現状と課題

市では、昭和54年10月に長野県八千穂村（当時）と姉妹都市盟約を締結し、その後、平成17年4月に八千穂村が佐久町と町村合併し佐久穂町となってからも、盟約を継続し交流を続けています。また、平成4年8月にオーストリア共和国ウィーン市ヘルナルス区と友好都市盟約を締結し、青少年のホームステイ相互派遣等の交流事業を実施しています。いずれにおいても、経済・産業の活性化や、異なる文化・環境を体験することを目的として、市と市民団体との協働により、それぞれの地域特性を活かした広汎な交流が展開されています。今後も、相互の市民による主体的な交流を支援していくとともに、行政間においても効果的・継続的な交流を図ることが求められます。

(2) めざす姿

多くの市民・事業者が、姉妹都市・友好都市との文化、教育、経済、産業など広汎な分野で、地域特性を活かした交流活動を活発に行っています。また、市の支援のもと、市民の主体的な交流活動が行われ、住民相互の理解が深まり、都市の魅力が高まっています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
市が実施した佐久穂町との交流事業に参加した市民の数(人)	市が実施する佐久穂町との交流事業への、年間の市民参加者数です。増加を目指します。	252人 (H23年度)	260人	206人	210人	
佐久穂町からの交流事業に関わった市の団体数(団体)	佐久穂町から府中市への交流事業訪問者の受け入れに協力した市内団体数です。交流促進に向け、多くの団体の関わりを目指します。	-	-	3団体	5団体	
友好都市ヘルナルス区へのホーム	青少年を対象に実施している友好都市ヘルナルス区へのホームステイ派遣	6人/年 (H23年度)	6人/年	6人/年 (H27年)	6人/年	

ステイ派遣者数(人/年)	への参加者数です。今後、これまでと同規模で継続していきます。					
--------------	--------------------------------	--	--	--	--	--

(4) 施策の方向性

- ・都市間交流を活性化するため、姉妹都市・友好都市との市民主体による交流を推進します。
- ・市民相互の理解を深め、人的、文化的、物流的交流のほか、環境、経済、産業等、地域特性を活かした広汎な交流を実施します。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
姉妹都市交流事業費	・姉妹都市・友好都市との文化、教育、経済、産業など広汎な分野で、地域特性を活かした交流活動を多くの市民参加の下で実施します。

4か年の総事業費(主要な事務事業のみ) 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・姉妹都市、友好都市との交流事業へ積極的に参加する。

担当部	市民協働推進本部	担当課	市民活動支援課
関連課			

3 国際化と都市間交流の推進

施策43 国際化の推進

(1) 現状と課題

府中市の外国人住民数は平成28年10月1日現在、4,629人になっており、近年増加傾向にあります。国籍も105か国に上り、多様性の広がりが見られます。

市では、外国人住民が安心して生活が送れるようにと平成7年に開設した府中市国際交流サロンを拠点として、市民ボランティアや近隣の大学の協力を得て日本語学習会、児童学習支援、簡易な相談や、日本の文化・習慣を紹介する活動、文化交流事業等を実施しています。外国人住民数が増加傾向にあること、2019年ラグビーワールドカップや2020年東京オリンピック・パラリンピックの開催による外国人訪問者の増加が見込まれることから、今後、それらをさらに充実させ、市民の多言語・異文化への理解を推進していくとともに、市と市民、市民団体、地域関連機関等が連携を図り、協働して、外国人とともに生きる社会を目指し、各種施策を展開していく必要があります。また、現在年4回多言語による情報紙を発行していますが、在住外国人に対する日常生活や日本の文化等に関する情報の提供等の充実が求められています。

(2) めざす姿

日本人と外国人市民相互が言語・文化の違いを理解し、多様な価値観を認め合いながら、安心してともに生活できるまちづくりが進んでいます。また、海外友好都市との交流を通して、市民の国際理解が深まっています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
府中市国際交流サロンボランティア登録者数 (人)	府中国際交流サロンでの日本語学習会や文化交流活動等の実施を担う、市民ボランティアの登録者数です。増加を目指します。	130人 (H23年度)	140人	147人 (H27年度)	160人	
外国人の日本語学習会参加者数 (人)	在住外国人を対象とした日本語学習会への年間の延べ参加者数です。増加を目指します。	3,390人 (H23年度)	3,970人	4,462人 (H27年度)	4,800人	

(4) 施策の方向性

- ・府中市国際交流サロンでの日本語学習会、交流活動をさらに充実させます。
- ・市、市民、市民団体、地域の関係機関等との連携と協働、ネットワークを構築し、全ての市民が安心して住める、住みやすいまちづくり、誰でも社会に参画できるまちづくりを推進します。
- ・友好都市との交流を推進し、市民の国際理解の進展に努めます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の実施
友好都市交流事業費	・海外友好都市として、平成4年8月に友好都市協定を締結したオーストリア共和国ウィーン市ヘルナルス区との交流を通して、市民の国際理解の推進に努めていきます。
国際交流推進事業	・日本語学習会、多言語・異文化理解事業、日本語・英語・中国語・韓国語併記の生活情報紙の充実を図ります。
外国人学校就学支援事業	・市に住民基本台帳のある学校教育法に規定する外国人学校に通う児童・生徒の保護者に補助金を支給します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・市と地域、市民団体、関係機関が連携、協働して、日本人、外国人の別にかかわらず全ての市民が安心して暮らし、社会に参画できるまちづくりを推進する。
- ・日本人と外国人市民相互が言語・文化の違いを理解し、衣食住などの生活習慣を含めた多様な価値観を認め合えるよう努める。
- ・市民が主体となって友好都市との交流を行い、国際理解に努める。

担当部	子ども家庭部	担当課	児童青少年課
関連課	市民活動支援課、文化振興課		

8 青少年の健全育成

施策 5 7 青少年の健全育成

(1) 現状と課題

市では、青少年問題協議会で協議された青少年健全基本方針に基づき、家庭・学校・地域における関係機関と連携し、地域パトロールなど青少年のための環境浄化活動のほか、非行防止活動や地域ふれあい活動を実施しています。また、ひきこもりやニートなど社会生活に困難をもつ青少年の相談に対応するため相談体制の充実化を図ってきました。しかしながら、インターネットの普及に伴い、SNSを媒介とした犯罪に青少年が巻き込まれるなど新たな手口による犯罪の増加、犯罪の凶悪化・低年齢化は進んでいます。さらに、子どもの貧困、発達障害の増加、LGBTへの偏見など、青少年をめぐる課題は多様化・複雑化しています。

これらの課題に対し、青少年が健やかに生活できる社会を実現するため、市民一人ひとりが青少年や若者の多様化する価値観を理解し、地域一体となり、関係機関等と連携して対応していく必要があります。

また、各小学校区22か所に設置された施設で運営を行っている学童クラブについては、放課後子ども教室との連携を図り、放課後の児童の健全育成につなげることが求められています。

環境浄化活動とは、青少年を有害な情報や環境から守るための取組みをいい、店舗における有害図書等の区分陳列の推進や、未成年者が飲酒や喫煙をしない環境づくりなどが含まれる。

発達障害とは、発達障害者支援法に定義され、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害などを指す。

(2) めざす姿

家庭・学校・地域社会が連携して、青少年健全育成活動や地域の環境浄化活動を行い、多様な体験活動や多くの活動拠点が提供されて、様々な状況にある青少年が健全に育成される望ましい社会環境が整備されています。またそれにより、青少年が心身ともに健やかに育っています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度目 標値	総合 戦略
青少年健全 育成関連事 業の参加者 数(人)	市が実施する青少年健全育成に関連する事業への青少年の参加者数です。の増加を目指します。			406,112 人 (H26年度)	466,495 人	
青少年対策 地区委員会 事業参加者 数(人)	青少年対策地区委員会が実施する環境浄化活動、非行防止活動、啓発活動、育成事業等への青少年の参加者数の増加を目指します。	11,478人 (H23年度)	11,500人	23,161人 (H26年度)	26,604人	
非行により 検挙又は通 告された少 年の数(人)	市内で非行により検挙又は通告された少年の数です。減少を目指します。			112人 (H26年度)	101人	

(4) 施策の方向性

- ・家庭・学校・地域・警察・児童相談所等との連携を強固なものとし、青少年対策地区委員会や青少年団体の健全育成活動をさらに活発なものとするため、インターネット等を活用した広報に努めるなど効果的な支援の方法を検討・実施します。
- ・多種多様な体験活動の実施・充実化を図るとともに、市民ボランティアやNPO法人等と連携し、市内の施設を活用しながら、中高生が活発に交流・活動できる居場所作りに努めていきます。
- ・インターネットの普及による青少年を取り巻く環境の変化に対応し、青少年対策地区委員会や青少年健全育成協力店等と協力のもと、青少年を取り巻く社会環境の浄化、非行・被害防止等に地域と一体となって努めていきます。
- ・相談内容に応じて適切な窓口での対応ができるように、関係各課のほか、若者サポートステーション等の関係機関との連携を図り、子ども・若者総合相談を充実させます。
- ・全ての児童が放課後を安全で安心して過ごせるよう、児童の放課後の居場所としての学童クラブと放課後子ども教室を充実させるため、関係部署との連携を図り、学童クラブと放課後子ども教室相互のよりよい連携または一体的な運営ができるよう進めていきます。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
青少年健全育成事業	<ul style="list-style-type: none"> ・青少年健全育成協力店や子ども緊急避難の家の制度について周知を図り、協力者の増加に努めます。 ・青少年問題協議会、青少年対策地区委員会、学校、PTA、警察などの関係機関と連携し、啓発活動、環境浄化活動、青少年健全育成交流事業、家庭の日事業、青少年健全育成標語コンクールを実施します。
青少年総合相談運営事業	<ul style="list-style-type: none"> ・都、庁内関係課、NPO等の関係機関等とのネットワークを構築し、若者の自立に向けた環境調整に努めます。 ・相談者が安定的かつ長期的な支援を受けられるよう、関係機関と連携し、子ども・若者総合相談を充実させるとともに、ひきこもりやニート等の状況にある若者やその保護者に向けた講座等を実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・青少年対策地区委員会・青少年団体・自治会・PTA等の地域団体は、学校や家庭と連携し、一体となって青少年健全育成活動を行う。
- ・健全育成協力店をはじめ、地域の住民は青少年の喫煙や飲酒等の行為に対して声掛けを実施するなど、青少年を取り巻く環境を良好なものとし、非行防止を図る。
- ・放課後見守りボランティアや子ども緊急避難の家の協力者は市と連携し、子どもを犯罪から守る。
- ・青少年委員、レクリーダー、青少年団体等は市と協働し、体験活動を充実させる。
- ・市と関係機関は連携して、若者自立等支援体制を整備する。

担当部	市民協働推進本部	担当課	市民活動支援課
関連課			

9 市民との協働体制の構築

施策58 地域コミュニティの活性化支援

(1) 現状と課題

人と人とのふれあいや地域社会への愛着・関心、地域社会を支える共同体の機能を深めるため、各文化センターで地域まつりや地域文化祭を実施しています。しかし、転入者の増加に対し事業への参加者は横ばいとなっており、新しく市民となった方が、気軽に文化センターを利用し、事業に参加することが課題です。

(2) めざす姿

文化センターを中心とした市民主体のコミュニティ活動が行われ、市民が常に接触を保ち、コミュニケーションが頻繁に行われることにより地域住民のふれあいが深まり、こころ豊かな明るい地域社会が形成されています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
文化センター利用者数(人)	各地域でのコミュニティ活動の拠点となる文化センターの利用者数です。増加を目指します。	955,507人 (H23年度)	976,000 人	965,240人 (H27年度)	976,000 人	
各文化センター圏域でのコミュニティ事業参加者数(人)	地域まつりなど、各圏域で行われているコミュニティ活動への参加者数です。増加を目指します。	225,973人 (H23年度)	231,000 人	228,575人 (H27年度)	231,000 人	

(4) 施策の方向性

- ・文化センターの利用者及びコミュニティ事業の参加者数を増やすため、地域と連携を行い、地域の特性に合わせた事業を展開していきます。
- ・地域の特性を活かした事業の企画・運営を行うため、各文化センター圏域のコミュニティ協議会や自治会などの組織基盤・連携体制を強化していきます。

（ 5 ） 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
コミュニティ圏 域内地域交流促進事業	・住民が地域に親しみ、住民同士の交流が広がるよう、各種イベントなどのふれあいの機会を提供します。
コミュニティ事業 運営事業	・子ども、高齢者を対象にした事業を行い、趣味や教養を高めながら併せて住民相互の交流を深め、コミュニティづくりを進めます。
地域コミュニティ活動 活性化支援事業	<p>・府中市自治会連合会に対し補助金を交付することにより、府中市自治会連合会の活動を補助・支援し、地域社会における住民自治の振興と市民生活の向上を図ります。</p> <p>・自治会等が所有する公会堂の維持管理に対して補助金を交付することにより、地域住民の公共福祉の増進を図るとともに、限られた財源の中でより多くの公会堂の補修等に対応するため、補助率を現行の3分の2から50%に見直します。</p>

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ） 億円

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・地域のコミュニティ活動を市民が主体的に行う。
- ・コミュニティ協議会はさらなる自主運営を行う。
- ・若者は積極的にイベント企画等に参画し、コミュニティ協議会等と協働して、より多くの市民が参加したくなる行事を実施する。

担当部	市民協働推進本部	担当課	市民活動支援課
関連課			

9 市民との協働体制の構築

施策 5 9 市民協働及び市民活動の促進

(1) 現状と課題

本市では、市民協働及び市民活動を促進するため、平成26年度に「市民協働都市」を宣言し、平成27年度より11月を「市民協働推進月間」として設定するとともに、平成29年度には市民活動センターを開設しました。また、これに伴い、協働の推進に資する仕組みや制度の整備、市民活動支援施策の拡充など、基盤・体制づくりを進めてきました。その結果、市民活動団体数は年々増加しており、様々な分野で市民協働が進んでいます。

しかし、市民の協働に対する認知度は未だ低い状況にあることから、今後は、市民協働の認知度向上に係る取組を強化するとともに、市と市民及び市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等の各活動団体とのさらなる協働を推進していく必要があります。

また、さらに多くの市民が市民活動に参加し、市民主体のまちづくりがより一層進むよう、市民のボランティア意識の向上や市民活動団体への支援の充実、活動拠点の拡充などが必要となります。併せて、地域課題解決の新たな手法であるコミュニティビジネス*も積極的に推進していく必要があります。

コミュニティビジネス...地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み

(2) めざす姿

市民協働及び市民活動がさらに促進されることで、市民主体のまちづくりが進み、地域社会が発展しています。

(3) 施策指標

指標名 (単位)	指標の説明	基準値	前期 目標値	現状値	H33年度 目標値	総合 戦略
登録市民活動団体数 (団体)	市に登録のある市民活動団体の数です。各団体が活発に活動できるように支援し、団体数の増加を目指します。	115団体 (H24年度)	135団体	134団体 (H27年度)	170団体	
コミュニティビジネスに関するガイドンス・個別相談等の参加者数 (人)	市が実施するコミュニティビジネスに関するガイドンス・個別相談等の参加者数です。適切な相談体制を構築し、コミュニティビジネスの活性化を目指します。	-	-	24人 (H27年度)	4年間で 100人	○
協働の認知度 (%)	市政世論調査により把握します。増加を目指します。	-	-	42.5% (H28年度)	50%	
市と各活動団体が協働実施している事業数 (件)	市と市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等が協働で実施している事業に関わる主体ごとの事業数です。増加を目指します。	-	-	153件 (H27年度)	159件	

(4) 施策の方向性

- ・市民協働の推進に向けて、「市民協働推進行動計画」等に基づく各種施策を実施していきます。
- ・より多くの市民が協働の取組について知り、関心を持ち、積極的に参加できるよう、情報提供や事業の充実を図ります。
- ・市職員が協働の意義や必要性等を十分に理解し、積極的に協働を推進できるよう、職員研修の充実を図ります。
- ・より多くの市民が市民活動に参加するとともに、市民活動団体がより活発に活動できるよう、ボランティア意識の向上や支援の充実、活動拠点の拡充を図ります。
- ・地域課題解決の新たな手法であるコミュニティビジネスの積極的な推進を図ります。
- ・市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等、行政間の協働に必要なネットワークを構築するため、コーディネート機能の充実を図ります。

(5) 主要な事務事業

事業名	H30～H33年度の取組
市民協働推進事業	・市民協働推進シンポジウムなど、市民協働を推進するための意識啓発事業等を引き続き実施します。
補助金 市民提案型協働事業費	・地域課題の効果的かつ効率的な解決を図るため、市民の自由な発想をいかし、市に対して協働事業を提案する市民団体に対し、事業の実施に係る経費の一部について、補助金を交付します。
市民活動センター管理運営事業	・市民活動団体等の活動拠点となる市民活動センターを管理運営し、市民活動、市民協働及びコミュニティビジネスの活性化を図るための各種施策を実施します。

4か年の総事業費（主要な事務事業のみ）

市民に期待すること、協働で取り組むこと

- ・協働意識を啓発するための事業や講座などに積極的に参加するなどし、協働についての理解を深め、自分に身近なところからその実践に取り組んでいく。
- ・より多くの市民が市民活動に参加するとともに、市民活動団体が市民活動センターを活用して団体の組織力を高める。
- ・地域課題の解決に向けて、コミュニティビジネスや市民協働に関する事業の提案に取り組む。
- ・市民活動団体、自治会・町内会、教育機関、事業者等、行政間の協働により、積極的に地域課題の解決を図る。